

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) こども・子育て支援会議

平成25年4月に、大阪市におけるこども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、こどもの保護者、事業主・労働者を代表する者、こども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する「こども・子育て支援会議」（以下「支援会議」という。）を設置しました。この会議は、「こども・子育て支援会議条例」が平成25年4月1日に施行されたことに伴い、それ以前に設置されていた「大阪市次世代育成支援対策推進会議」の機能を引き継いでいます。

(2) 庁内体制

◎ 大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議

大阪市におけるこども・子育て支援対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、平成25年6月に、全庁的な組織である「大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議」（以下「推進本部会議」という。）を、それまでの「大阪市次世代育成支援施策推進本部会議」の名称変更をして設置しました。

◎ 大阪市自らの取組

大阪市では、次世代育成支援に率先して取り組むため、事業者として「大阪市特定事業主行動計画」を平成17年4月に策定し、子育てに対する職場の理解を深めることを柱に、職員が安心してこどもを生み、育てやすい職場環境の実現に向けて取り組んできました。また、平成22年度からは仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進等を新たな視点として追加した後期行動計画のもと、本市職員への仕事と家庭の両立支援に取り組んできたところです。

次世代育成支援対策推進法の10年間の延長を受け、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間とした行動計画を策定し、職員の仕事と子育ての両立支援などの取組を進めてきました。

今般、女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍できる社会の実現に向け、新たに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定され、女性の活躍の推進に関する計画を策定することとされているため、行動計画を改訂し、令和2年度までを

計画期間として一体的に取り組むこととしました。

すべての職員が、この計画の趣旨を理解し、「ワーク・ライフ・バランス」の実現をめざして、取り組んでいきます。

2 計画の進捗管理及び検証・改善

(1) 検証・改善サイクル（PDCAサイクル）の確立

本計画を実効あるものとするため、施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)を確立していくことが重要です。

本計画では、「はぐくみ指標」に加え、毎年度の施策の達成状況を分かりやすく把握するため、施策の「基本方向」に基づく施策の中から重点的に取り組む「重点施策」を設定し、その施策における「施策目標」を設定しています。アウトカム指標である「はぐくみ指標」に沿った「重点施策」の「施策目標」をアウトプット指標として設けることにより、目標の達成に向け、より具体的に取り組んでいきます。

また、本計画における就学前のこどもにかかる教育・保育、及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容については、毎年度点検・評価します。また、その他の個別の事業についても、本計画を実効あるものとするため、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、計画期間の中間年においては、目標や指標の達成状況に応じ、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況については、公開により開催する支援会議に報告し、委員のみなさまのご意見をいただくとともに、大阪市のホームページに掲載するなど、より多くの市民の方々に周知できるように努めます。

3 社会・経済情勢の変化等への対応

本市財政は、人件費や投資的・臨時的経費の抑制を図ってきているものの、最も税収の多かった平成8年度決算と比較すると、生活保護費等の扶助費は約2.5倍、市債の償還のための公債費は約2倍に増嵩するなど、義務的な経費が高い伸びを示す一方で、税収については

依然として低水準で推移しています。「今後の財政収支概算（粗い試算）2019（平成31）年2月版」では、期間半ばに通常収支不足が一旦解消する見込みであるものの、万博関連経費の増に加え、高齢化の進展等に伴う扶助費の増や、投資的事業の財源として発行する起債償還の増等により、期間後半からは再び収支が悪化する見込みであることから、依然として厳格な財政運営が求められています。

今後に向けても、少子高齢化が進み、飛躍的な経済成長が見込まれない中、多様化する市民ニーズに速やかに応え、市民の安全・安心を支えていくためには、安定した財政基盤を構築していく必要があります。

本計画の基本理念の実現に向けた各種事業の実施にあたっては、このような状況をふまえて、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、着実に推進するよう努めます。

4 国・大阪府など関係機関との連携

本計画を進めるにあたり、国や大阪府などの関係機関との連携を図っていくことが重要です。

国では、内閣府や厚生労働省、文部科学省など多くの省庁が一体となっており、子ども・子育て支援施策、次世代育成支援施策を推進しています。こうした動向を的確に把握するとともに、必要に応じて他の市町村とも連携して適切な調整を図りながら、大阪市の各施策に反映していきます。

また、大阪府と情報交換を密にし、各種取組の相互補完により、効率的かつ効果的な施策の推進を図る必要があります。

とりわけ、企業への働きかけや子どもや青少年の健全育成、安全確保などを進めるうえで、大阪府さらには国との連携が不可欠です。国や大阪府などの関係機関と一層連携し、施策の効果的・効率的な推進を図ります。

5 自律した自治体型の区政運営

急激な少子化・高齢化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであり、子ども・子育て支援は、既婚や未婚、子どもの有無にかかわらず、世代を超えて大阪市に住み、働き、学ぶすべての人の将来にかかわる重要な課題です。また、子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設や教育・保育施設、学校園、団体、企業等、社会全体で協働し、推進していく必要があります。

地域社会が抱える課題がより一層複雑・多様化・深刻化する中、社会全体で担うべき「公

共」の役割はこれまで以上に拡大してきていますが、課題解決に向け、行政だけの対応では困難となってきたとともに、地域福祉を支えてきた地域団体においても、地域活動における担い手不足、縦割りによる地域の負担感等により「自助・共助」が難しくなっている状況にあります。

大阪市では、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）を徹底して追求し、それまでの市民協働の取組を継承し、自主的な地域運営の仕組みとしての地域活動協議会の取組による地域課題に対応した地域のまちづくりを推進し、地域力を更に発展させていくとともに、従来の考え方や手法にとらわれることなく、住民により身近な区において施策や事業を決定していく、新しい住民自治・新しい区政運営の実現をめざすこととしています。基礎自治に関する施策や事業について、区民に身近なところで意思決定が行われるようにするため、区長の権限や機能を強化し、区の特性や地域の実情に応じた区政運営を行っています。

地域社会における「公共」の分野に地域の多様な主体と区が協働して取り組むことにより、24区で画一的なものではなく、それぞれの区の特性や地域の実情にあった真に必要な取組やサービスの提供が可能となり、表面に現れにくい地域課題にも迅速かつ的確に対応できるなど地域社会への効果や効率性も高まっていくと考えられます。

これらの区や地域での取組と全市域での取組が互いに補完し合いながら、それぞれの強みを生かして地域のさまざまな活動主体との協働により進められるよう、こども・子育て支援にかかる取組を効果的に推進します。

（１）区政会議

ニア・イズ・ベターをさらに推進していくためには、局から区に権限を移譲することと同時に、区長は区民の意見やニーズをしっかりと把握し、区民が区政運営に参画し評価することが必要となってきます。各区では、そのためにさまざまな取組を行っていますが、区政会議はその基本となるものです。区政会議については、全市的な統一基準として、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」が平成25年6月1日から施行されています。こども子育て支援を含む様々なテーマについて議論しています。

（２）区将来ビジョン

各区においては、区長が区内の基礎自治行政を総合的に推進していくため、地域としての区のめざすべき将来像、将来像の実現に向けた施策展開の方向性等を区民の方々に明らかにするための「区将来ビジョン」と、「区将来ビジョン」で示された施策展開の方向性に沿って年度ごとの施策・事業の取組を明らかにする単年度ごとのアクションプランである「区運営方針」を策定し、毎年度の「区運営方針」に係るPDCAサイクルを通じて「区将来ビジョン」を進捗管理しており、こども子育て支援についても各区の主要なテーマとされてい

ます。

(3) 区で取り組んでいる事業

区においては、こどもや青少年の健全育成や子育て支援に関わって、地域事情や特性に応じた区独自の取組を展開しています。地域での取組と行政施策が役割分担し、補完し合いながら、次世代の育成とこども・子育て支援を効果的に推進していくことが重要です。

区の特徴に応じて取り組む主な事業

| 実施区 | 事業名 | 概要 |
|-----|-----|----|
| | | |

用語の説明

【あ行】

- いじめ
当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
- インクルーシブ教育システム
障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」のこと。

【か行】

- 合計特殊出生率
15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときのこどもの数に相当するもの。

【さ行】

- サイバー犯罪
コンピューターやそのネットワークを利用して行われる犯罪をいう。他人の ID・パスワードを悪用した不正アクセス、児童ポルノ画像の公然陳列、覚醒剤等規制薬物の販売、出会い系サイト及びコミュニティサイトを利用した強姦・誘拐・恐喝・児童買春などがある。
- 里親制度
いろいろな事情のため家庭で養育できない子どもを、里親家庭において豊かな愛情と家庭的な雰囲気のもとで養育する制度。
 - ・養育里親：親の病気、離婚などの理由により家庭で養育できない子どもを親が引き取れるまでの期間養育する里親。
 - ・養子縁組里親：親が将来とも引き取れる見込みのない子どもを自分の養子とすることを前提に養育する里親。
 - ・専門里親：虐待を受けた経験がある子どもや、非行等の問題を有する子どもを家庭的な環境の中で心理的なケアを行いながら養育する里親。養育里親経験、もしくは、児童福祉事業の勤務経験を 3 年以上有する方で、専門里親養成研

修を受講した里親。

- ・親族里親：親が、死亡、行方不明などの理由で子どもを養育する人がいない場合、子どもの扶養義務者及びその配偶者の親族でその子どもを養育する里親。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。
- 児童虐待
保護者（親権者または、親にかわって現に子を監護している者）がその監護する児童（18歳に満たない者）について行う次のような行為をいう。
 - ・身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
 - ・性的虐待：児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
 - ・ネグレクト：心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置
 - ・心理的虐待：児童に著しい暴言や拒否的な対応をするなど、心理的外傷を与えるような行為
- 社会的養護
保護者のない児童や、保護者に看護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと
- 住区基幹公園
都市の全域の中で配置される都市基幹公園と対となる、地区住民の身近な利用に供する比較的小規模な公園のこと。
- 周産期
妊娠22週から出生後7日未満のこと。
- 小児慢性特定疾病
小児の慢性疾患のうち、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、放置することが児童の健全な育成を阻害することとなるため、医療費の公費負担のある特定の疾病のこと。
- スーパーバイザー
児童養護施設等においては、入所児童の支援計画の進捗管理等のケースマネジメント、関係機関との連携における中心的な役割、職員に対する適切な指導により組織全体の資質を向上させていく役割のこと。
- セーフティネット
困難な状態に陥った場合に援助したり、またそうした状態になることを防止する仕組みまたは装置を意味する。
- 相対的貧困率

所得中央値の一定割合（50％が一般的、いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。

【た行】

○ 地域型保育事業

児童福祉法において児童福祉施設として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業。市町村による認可事業として地域型保育給付の対象となる次のような事業。

- ・家庭的保育：主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。
- ・小規模保育：主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。
- ・居宅訪問型保育：主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。
- ・事業所内保育：主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

○ 地域子ども・子育て支援事業

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。

【な行】

○ 夏型感染症

咽頭結膜熱（プール熱）、手足口病、ヘルパンギーナなど夏期に流行する感染症。

○ 認定こども園

幼稚園の機能と保育所の機能をあわせ持ち、保護者が働いている、いないにかかわらず、教育・保育を一体的に受けられ、こどもを育てているすべての家庭が子育て相談などの子育て支援を受けられる施設。

【は行】

○ 不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経

済的な理由による者を除いたもの。

- ペアレント・トレーニング
保護者が、自分のこどもの行動を観察して発達障がいの特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。
- 放課後児童クラブ
小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る放課後児童健全育成事業を行う場所のことをいう。

【や行】

- ゆずり葉の道
植樹帯を設置し車道をジグザグ状にすることにより、車の速度を落とし、沿道に用事のない通過交通を抑制することによって、歩行者の交通安全を図るコミュニティ道路のこと。
- 要保護児童対策地域協議会
要保護児童の早期発見やその適切な保護、又は要支援児童及びその保護者または特定妊婦への適切な支援を図るにあたり、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者、その他の関係者が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくため、児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会を市・各区に設置している。

【ら行】

- レスパイトケア
乳幼児、障害者（児）、高齢者などを在宅でケアしている家族に対し、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。
委託児童を養育している里親が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行う。

【A～Z】

- ICT
Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、日本語では一般に“情報通信技術”と訳される。情報処理および情報通信といった、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。IT（情報技術）のほぼ同義語。

こども・子育て支援会議条例（平成25年大阪市条例第6号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の合議制の機関として、本市にこども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 支援会議は、委員25人以内で組織する。

2 支援会議の委員は、保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）、事業主を代表する者、労働者を代表する者、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第3条 支援会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 支援会議の委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 支援会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、支援会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（専門委員）

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、支援会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（部会）

第6条 支援会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 支援会議の会議は、会長が招集する。

- 2 支援会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 支援会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 支援会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会の運営)

第9条 前2条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「支援会議」とあるのは「部会」と、第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月22日条例第97号)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 こども・子育て支援会議は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正法」という。)による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項(改正法附則第9条の規定により改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項に限る。)について、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後のこども・子育て支援会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

こども・子育て支援会議条例施行規則（平成25年大阪市規則第20号）

（趣旨）

第1条 この規則は、こども・子育て支援会議条例（平成25年大阪市条例第6号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（庶務）

第2条 こども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の庶務は、こども青少年局において処理する。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議の会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

こども・子育て支援会議委員名簿

| 役職 | 氏名 | 役職名 |
|------|--------|------------------------|
| 会長 | 山野 則子 | 大阪府立大学人間社会システム科学研究科教授 |
| 会長代理 | 福田 公教 | 関西大学人間健康学部准教授 |
| 委員 | 青山 佐幸 | 公募委員 |
| 委員 | 興津 厚志 | 大阪商工会議所 人材開発部長 |
| 委員 | 兼重 義浩 | 大阪市青少年指導員連絡協議会 事務局長 |
| 委員 | 川田 長嗣 | 一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会会長 |
| 委員 | 北 玲子 | 公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会会長 |
| 委員 | 白國 哲司 | 大阪市民生委員児童委員協議会代表 |
| 委員 | 寺見 陽子 | 神戸松蔭女子学院大学教育学部教授 |
| 委員 | 中西 裕 | 大阪市児童福祉施設連盟会長 |
| 委員 | 中山 良明 | 大阪市子ども会育成連合協議会会長 |
| 委員 | 中村 正彦 | 弁護士 |
| 委員 | 名城 嗣盛 | 社会福祉法人大和福祉会 理事 |
| 委員 | 西嶋 善親 | 社会福祉法人大阪市社会福祉協議会常務理事 |
| 委員 | 沼田 稔一 | 連合大阪 大阪市地域協議会 副議長 |
| 委員 | 野田 文子 | 関西福祉科学大学教育学部教授 |
| 委員 | 福田 留美 | NPO 法人にしよどにこネット代表理事 |
| 委員 | 藤田 実由貴 | 大阪市 PTA 協議会副会長 |
| 委員 | 舟本 仁一 | 矢木クリニック院長 |
| 委員 | 本田 久美子 | 一般社団法人大阪市私立保育連盟副会長 |
| 委員 | 康原 仁美 | 公募委員 |
| 委員 | 山本 智宏 | 公募委員 |

大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議開催要綱

(目的)

第1条 こども・子育て支援対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を開催する。

(組織)

第2条 推進本部会議は、委員長、副委員長、委員で構成する。

- 2 委員長は、こども青少年局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、こども青少年局理事及びこども青少年局企画部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第3条 委員長は、推進本部会議の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定めた順序でその職務を代行する。

(プロジェクト会議の開催)

第4条 委員長は、こども・子育て支援対策にかかる施策の調査及び検討を行わせるため、推進本部会議のもとプロジェクト会議を開催する。

- 2 プロジェクト会議は、別表2に掲げる職にある者及び委員長の指名する職にある者をもって充てる。
- 3 委員長が特に必要と認めるときは、プロジェクト会議のもとワーキングチームによる会議を開催することができる。
- 4 ワーキングチームは、委員長の指名する本市職員をもって充てる。

(庶務)

第5条 推進本部会議の庶務は、こども青少年局企画部経理・企画課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月13日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

別表 1 推進本部会議委員

| | |
|-----------------------|----------------|
| 区長(こども・教育部会担当区長)代表(2) | こども青少年局保育施策部長 |
| 政策企画室政策調査担当部長 | 経済戦略局企画総務部長 |
| 市民局総務部長 | 建設局総務部長 |
| 福祉局総務部長 | 都市整備局企画部長 |
| 健康局総務部長 | 教育委員会事務局総務部長 |
| こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長 | 教育委員会事務局生涯学習部長 |
| こども青少年局子育て支援部長 | 教育委員会事務局指導部長 |

別表 2 プロジェクト会議委員

| | |
|-----------------------------|-------------------|
| 人事室 | こども青少年局 |
| 人事課長 | 企画部経理・企画課長 |
| 政策企画室 | 企画部こどもの貧困対策推進担当課長 |
| 企画部政策調査担当課長 | 企画部青少年課長 |
| 市民情報部広報担当課長 | 企画部放課後事業担当課長 |
| 経済戦略局 | 子育て支援部管理課長 |
| スポーツ部スポーツ課長 | 子育て支援部幼稚園運営企画担当課長 |
| 市民局 | 保育施策部保育企画課長 |
| ダイバーシティ推進室人権企画課長 | こども相談センター運営担当課長 |
| ダイバーシティ推進室男女共同参画課長 | 建設局 |
| 区政支援室地域安全担当課長 | 公園緑化部調整課長 |
| 財政局 | 都市整備局 |
| 財務部財務課長 | 企画部住宅政策課長 |
| 福祉局 | 教育委員会事務局 |
| 障がい者施策部障がい福祉課長 | 総務部教育政策課長 |
| 健康局 | 生涯学習部生涯学習担当課長 |
| 健康推進部健康施策課長 | 指導部初等教育担当課長 |
| 〔区役所〕 | |
| 委員長の指名する区人権生涯学習主管課長(1) | |
| 委員長の指名する区保健福祉課長または福祉担当課長(1) | |

「大阪市こども・子育て支援計画（第2期）」（素案）にかかるパブリック・コメント手続きの実施結果について

大阪市こども・子育て支援計画策定経過

| 年月日 | 内容 |
|---------------------------------------|--|
| 平成 30 年 8 月 21 日 | 平成 30 年度第 1 回 こども・子育て支援施策推進本部会議 |
| 平成 30 年 9 月 27 日 | 平成 30 年度第 1 回 こども・子育て支援会議 |
| 平成 30 年 11 月 30 日 ～12 月 21 日 | 「大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査 (就学前児童)・(就学児童)」 実施 |
| 平成 30 年 12 月 7 日 ～平成 31 年 1 月 11 日 | 「大阪市次世代育成支援に関する若者意識調査」 実施 |
| 平成 31 年 3 月 18 日 | 平成 30 年度第 2 回 こども・子育て支援会議 |
| 令和元年 5 月 29 日 | 令和元年度第 1 回 こども・子育て支援会議 |
| 令和元年 6 月 25 日 | 令和元年度第 1 回 こども・子育て支援会議 教育・保育・子育て支援部会 |
| 令和元年 8 月 22 日 | 令和元年度第 1 回 こども・子育て支援会議 放課後事業部会 |
| 令和元年 8 月 30 日 | 令和元年度第 2 回 こども・子育て支援会議 教育・保育・子育て支援部会 |
| 令和元年 10 月 3 日 | 令和元年度第 2 回 こども・子育て支援会議 |
| 令和元年 11 月 14 日 | 令和元年度第 3 回 こども・子育て支援会議 教育・保育・子育て支援部会 |
| 令和元年 12 月 6 日 | 令和元年度第 2 回 こども・子育て支援会議 放課後事業部会 |
| 令和元年 12 月 9 日 | 令和元年度第 1 回 こども・子育て支援施策推進本部会議 |
| 令和元年 12 月 12 日 | 令和元年度第 3 回 こども・子育て支援会議 |
| 令和元年 12 月 27 日 | パブリック・コメント手続き実施 |